

諮問実施機関：滋賀県知事（総務課）

諮問日：平成 27 年 10 月 20 日（諮問第 31 号）

答申日：平成 28 年 7 月 7 日（答申第 17 号）

事件名：「〇〇高等学校いじめ事案に関する調査報告書等高等学校からの提出書類」の一部不開示決定に対する異議申立て

答 申

第 1 審議会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）は、不開示とした部分のうち、別表に掲げる部分を開示すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示請求

異議申立人は、平成 27 年 7 月 9 日付けで、滋賀県個人情報保護条例（平成 7 年滋賀県条例第 8 号。以下「条例」という。）第 14 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、「〇〇高校〇〇いじめ事案に関する調査報告書等高校からの提出資料」に係る保有個人情報について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定等

実施機関は、本件個人情報には、被害者および教職員の氏名等、被害者のけがの内容、被害者や〇〇部員からの報告または聴き取り等の内容が記録されており、当該情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により、開示請求者以外の特定の個人を識別できるものであるとして、条例第 15 条第 2 号に該当し、不開示情報であるとしている。

さらに、具体的な個人名等が記載されていなくとも、本件においては、開示請求者本人および他の〇〇部員が、同じ部活動を通じて、一定時間、生活を共にする間柄であることから、聴き取りの対象となった部員の学年、性別、聴き取りの日時、場所、証言内容等の情報には、本人が知っている他の情報と照合することにより、個人を識別できる情報があるため、条例第 15 条第 2 号に該当するとして、不開示としている。

3 異議申立て

平成 27 年 9 月 24 日、異議申立人は、本件決定にかかる処分を不服として実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき、異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成 27 年 10 月 20 日付け滋総第 1272 号で、条例第 43 条第 1 項の規定に基づき、当審議会に諮問した。

第 3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨（異議申立人の主張要旨）

異議申立ての趣旨は、開示されている部分が少なく、内容が分からないこと、開示されている部分についても、事実と異なる部分があることため、開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立書、意見書および口頭意見による異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 学校側からいじめの加害事実について、きちんとした説明をもらえず、また文書については、ほとんどが不開示となっており、どういうことをして処分を受けたのかを、きちんと知りたい。
- (2) 開示されている部分について、事実とは異なる部分がいくつもあるため、全てを見せてもらえないと、異なる記録に基づいて、処分が行われている可能性もあり、困っている。

第 4 実施機関の説明要旨

不開示理由説明書および口頭説明による実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

1 特定の個人を識別できる情報について

本件個人情報のうち、被害者のけがの内容、被害者または〇〇部員等からの報告や聴き取り内容等が記録されており、当該情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により、開示請求者以外の特定の個人を識別できるものとして、条例第 15 条第 2 号に該当し、不開示情報であるとしている。

2 他の情報と照合することにより個人を識別できる情報について

さらに、具体的な個人名等が記載されていなくとも、本件においては、開示請求者本人および他の〇〇部員は、同じ部活動を通じて、一定時間、生活を共にする間柄であることから、聴き取りの対象となった部員の学年、性別、聴き取りの日時、場所、証言内容等の情報には、本人が知っている他の情報と照合することにより、個人を識別できる情報があることから、条例第 15 条第 2 号に該当するとして、不開示としている。

第 5 審議会の判断

1 基本的な考え方について

条例は、個人の権利利益を保護することを目的に、第 1 条および第 13 条で何人にも実

施機関が保有する自己に関する個人情報についての開示を求める権利を保障している。

条例で定めている開示請求制度は、個人が、実施機関が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度であることから、実施機関においては、不開示情報以外は開示する義務を負うとの原則開示の枠組みとしている。

一方で、条例は開示の例外として実施機関が開示しないことができる個人情報を第 15 条各号に制限的に列挙し、本人や第三者、法人等の権利利益や、公共の利益等も適切に保護する必要がある場合について規定しており、開示・不開示の判断に当たっては、本人に対して開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較考量する必要がある。

2 本件開示請求について

本件開示請求の対象保有個人情報が記載された公文書は、〇〇高等学校が平成 27 年 5 月 26 日付け滋賀県総務部総務課課長宛てで提出した、「〇〇部いじめ事案報告」と題する報告書である。当該報告書は、〇〇高等学校が、同校で起きたいじめ事案をとりまとめ、任意に提出された文書である。

実施機関は、本件保有個人情報が、条例第 15 条第 2 号に該当するところから、一部不開示決定を行ったところ、異議申立人は、本件決定の取消しおよび対象保有個人情報の開示を求めているため、不開示決定の妥当性について、以下検討する。

3 不開示決定の妥当性について

(1) 条例第 15 条第 2 号該当性の判断基準

条例第 15 条第 2 号は、開示請求者本人に関する情報の中に本人以外の個人情報が含まれている場合において、その情報を本人に開示することにより、その中に含まれる他の個人の正当な利益が侵されることがあるため、このような場合には開示をしないというものであるが、例外として、法令等の規定によりまたは慣行として開示請求者が知ることができ、または知ることが予定されている情報は開示することとされている。また、個人情報開示請求は、本人（または未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人）のみが開示請求をなすものであることから、開示請求者が知ることができ、または知ることが予定されている情報であるか否かにより、判断すべきである。

(2) 条例第 15 条第 2 号該当性について

本件対象保有個人情報が記載されている公文書を見分したところ、被害者とされる者に関する情報、教職員、顧問および〇〇関係者（以下「教職員等」という。）の氏名、聴き取り内容および報告ならびに〇〇部員および卒業生（以下「〇〇部員等」という。）からの聴き取り内容および報告等が記載されている部分が認められることから、それぞれの情報について、条例第 15 条第 2 号の該当性について判断する。

ア 被害者とされる者の氏名およびけがの内容について

被害者とされる者の氏名およびけがの内容については、開示請求者以外の個人に

関する情報であることから、条例第 15 条第 2 号に該当するといえる。

しかし、条例第 15 条第 2 号は、本人に関する情報の中に、他の個人の情報が含まれている場合には、その情報を本人に開示することにより、他の個人の正当な利益が侵される場合があることから、このような場合には、開示しないという趣旨である。そうすると、本件のように、記録のうち、開示請求者が発言した部分に、被害者とされる者の氏名が含まれているような場合には、当該情報を開示することが、条例第 15 条第 2 号の趣旨に反するものではないといえる。

よって、被害者とされる者の氏名については、開示請求者本人の発言に含まれる部分を別表のとおり開示し、その他の部分および被害者とされる者のけがの内容については条例第 15 条第 2 号により、不開示とするべきである。

イ 聴き取り調査および報告を行った教職員等の氏名について

本件においては、教職員等が、いじめ事案の調査のため、開示請求者本人、被害者およびその他の〇〇部員等からの聴き取りを実施している。このうち、当該聴き取りを行った教職員等の氏名については、開示請求者以外の個人に関する情報であることから、同条同号に該当するといえる。しかし、当該教職員等の氏名の情報のうち、開示請求者本人に対しての聴き取りを行っている部分に記録されている教職員等の氏名は、当然、本人も知っている情報であることから、当該部分については、開示すべきである。

ウ 被害者とされる生徒、教職員等および他の〇〇部員等からの聴き取り内容および報告について

当該報告書には、被害者とされる生徒および他の〇〇部員等から聴き取りをした内容および報告が含まれている。このうち、他の〇〇部員等から聴き取りを行った部分については、学年や性別等を不開示とした上で部分開示を行うということも考え得る。しかしながら、当審議会が見分したところ、これらの情報は、開示請求者以外の個人を識別することができるもの、または特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第 15 条第 2 号により不開示とすべきである。

しかし、4 月 25 日の〇〇に関する報告については、本件がいじめとしての取扱いを受けている根拠となる情報の核心部分であると解されるところ、聴き取りの対象となっている者を特定しない形での部分開示であれば、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれはないと考えられ、被害者および他の〇〇部員等からの聴き取り内容および報告に係る部分のうち、別表に掲げる部分については開示するべきである。

よって、被害者および他の〇〇部員等からの聴き取り内容および報告に係る部分のうち、別表に掲げる部分については、開示すべきである。

エ 報告書作成者の氏名について

本件報告書においては、〇〇高等学校の教頭の氏名が記載されているが、当該氏

名は条例第 15 条第 2 号により不開示となっている。しかしながら、通常、学校に在籍している生徒からすれば、学校行事等を通じて、慣行により自己が在籍する学校の教頭を知っていると考えられる。また実施機関の口頭説明においては、高等学校の教頭は一人ということであり、当該情報を開示することが、条例第 15 条第 2 号に該当し、個人の権利利益を害するおそれがあるものとは言い難いため、同条同号アに該当するものとして、教頭の氏名を開示するべきである。

第 6 まとめ

以上の理由から、「第 1 審議会の結論」のとおり判断する。

第 7 審議会の処理経過

当審議会は、本件異議申立てについて、次のとおり調査審議した。

年 月 日	審 議 の 内 容
平成 27 年 10 月 20 日	・実施機関から諮問を受けた。
平成 27 年 10 月 30 日 (第 99 回審議会)	・諮問案件の審議を行った。
平成 27 年 11 月 16 日	・実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成 27 年 12 月 16 日	・実施機関の理由説明書に対し、異議申立人から意見書の提出を受けた。
平成 27 年 12 月 8 日 (第 100 回審議会)	・諮問案件の審議を行った。
平成 28 年 1 月 25 日 (第 101 回審議会)	・異議申立人から異議申立て理由等について意見聴取を行った。 ・実施機関から保有個人情報一部開示決定理由等について口頭説明を受けた。
平成 28 年 4 月 27 日 (第 104 回審議会)	・諮問案件の審議を行った。
平成 28 年 5 月 31 日 (第 105 回審議会)	・諮問案件の答申案の審議を行った。

*別表省略